

岩倉市国民健康保険税条例及び岩倉市国民健康保険条例の一部改正予定について

1 岩倉市国民健康保険税条例の一部改正予定について (関係法令の条ずれによるもの)

○改正理由

地方税法施行規則の一部改正により、同規則「第24条の30の5」が「第24条の30の6」に改められたため。

(令和8年3月31日公布 令和8年4月1日施行)

○改正内容

- ・岩倉市国民健康保険税条例第28条第3項に、「地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には…」という規定があり、このままでは引用する規定が異なる状態になることから、所要の改正を行うもの。
- ・その他、所要の改正（語句の改正）を行う。

<新第24条の30の6> ※条例で引用する条

産前産後期間に係る届出が、出産後に出された場合、または、減額の実施に必要な事項を市で確認できる場合における国保税の軽減措置期間を定めた規定。

○改正時期

令和8年6月議会に議案を提出。令和8年4月1日から適用する。

【対象の条文】岩倉市国民健康保険税条例第28条第3項

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項第1号に規定する出産被保険者（以下「**出産被保険者**」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「**出産予定月**」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「**産前産後期間**」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

2 岩倉市国民健康保険条例の一部改正予定について (愛知県の統一基準に合わせるもの)

○改正理由

愛知県国民健康保険運営方針において、「国保制度改革後、県内の保険給付を管内の全市町村、全被保険者で支え合う仕組みとなっており、県内のどこに住んでいても、同じ保険給付を、同じ保険料(税)負担で受けられるのが望ましいため、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料(税)負担となるよう、保険料(税)水準の統一を進めていく必要がある」とされている。

この運営方針に基づき、愛知県が中心となり給付水準の統一に向けて検討・意見交換が行われてきた。その結果、葬祭費については、令和9年4月1日から県内全市町村において、統一基準で運用することが決定された。岩倉市においては、葬祭費の規定が統一基準と一部異なる内容であるため、改正が必要となる。

※愛知県の統一基準

被保険者が死亡したときは、葬祭費として、5万円を支給する。

ただし、同一の死亡につき、健康保険法（大正12年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、国民健康保険からの給付は行わないこととする。

○改正内容

岩倉市国民健康保険条例第6条の葬祭費の支給規定を、愛知県の統一基準に合わせる改正を行う。

○改正時期（予定）

令和9年3月議会に議案を提出。令和9年4月1日から施行。

【対象の条文】岩倉市国民健康保険税条例（葬祭費）

第6条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行うものに対して葬祭費として50,000円を支給する。

2 ※愛知県の統一基準の「ただし書き」と同様の規定を追加する。

【参考】県内市町村における葬祭費の条例等規定（令和7年4月1日時点）

県内54市町村の大半は分類Aの規定により支給を行っている。

分類	規定	該当市町村数
A	1 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者（又はその者の属する世帯の世帯主）に対し、葬祭費として5万円を支給する。 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法等の規定によって、被保険者がこれに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。	47市町村
B	被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。（第2項の規定なし）	7市町村 （岩倉市含む）

分類AとBの比較

分類	給付金額	給付事由	給付先
A	5万円	他法優先規定（第2項）あり 国の条例参考例と <u>同一</u>	葬祭を行う者又は世帯主 国の条例参考例と相違
B		他法優先規定（第2項）なし 国の条例参考例と相違	葬祭を行う者 国の条例参考例と <u>同一</u>